

○財務省告示第八十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
令和元年七月十二日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
令和元年八月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百
三十五回、第三百三十六回、第
三百三十七回、第三百四十八
回、第三百四十九回及び第三百
五十一回）、利付国庫債券（二
十年）（第七十二回、第八十六
回、第八十七回、第九十五回、
第九十七回、第一百二回、第百五
回、第一百六回、第一百十三回、第
百十四回、第一百十八回、第百十
九回、第二百二十三回、第二百十
四回、第二百二十五回、第二百十
六回、第二百二十七回、第二百十
八回、第二百二十九回、第二百十
四回、第二百三十七回、第二百三
八回、第二百四十回、第二百四十
一回、第二百四十六回、第二百四
八回、第二百四十九回及び第二百五
一回）及び利付国庫債券（三十
年）（第二回、第三回、第四回、
第五回、第八回、第十二回、第
十四回、第十五回及び第十七
回）

二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十

三	法律及びその の条項の適 振替法の適 用等	九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五 号。以下「振替法」という。） の規定の適用を受けるものと し、その振替機関は日本銀行と する。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算 する数値をいう。次号において 同じ。）を競争に付して行われ る入札による発行 各申込みのうち利回り格差の 小さいものからその応募額を 順次割り当てる。
五	募入決定の 方法	額面金額で五千九百六十九億 円
六	発行額	内訳（別表のとおり） 七千六十九億二千七百八十五 万六千円
七	払込金額	五万円
八	最低額面金	振替法の規定による振替口座 簿の記載又は記録は、最低額面 金額の整数倍の金額によるも のとす。
九	振替単位	令和元年七月十二日
十	発行行	発行対象国債ごとに、額面金額 百円につき、次の算式により算 出した金額
十一	発行価格	

$$100 + \frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$$

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十三年回五)	〇・五%	令和六年九月	円百六十一億
利付国庫債券 (第十三年回六)	〇・五%	令和六年十月	十八億円
利付国庫債券 (第十三年回七)	〇・三%	令和六年十月	四十二億円
利付国庫債券 (第十三年回八)	〇・一%	令和九年九月	億三百九十四
利付国庫債券 (第十三年回九)	〇・一%	令和九年十月	億五百五十九
利付国庫債券 (第十三年回一)	〇・一%	令和六年六月	百九億円
利付国庫債券 (第十七年回二)	二・一%	令和六年九月	億二百四十五
利付国庫債券 (第十八年回六)	二・三%	令和八年三月	三十四億円
利付国庫債券 (第十八年回七)	二・二%	令和八年三月	百十五億円
利付国庫債券 (第十九年回五)	二・三%	令和九年六月	二十五億円

（（利 回第二付 ）百十国 ）二年庫 ）十）債 ）五）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）二年庫 ）十）債 ）四）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）二年庫 ）十）債 ）三）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）九）債 ）回）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）八）債 ）回）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）四）債 ）回）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）三）債 ）回）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）六年庫 ）回）債 ））券	（（利 回第二付 ）百十国 ）五年庫 ）回）債 ））券	（（利 回第二付 ）百十国 ）二年庫 ）回）債 ））券	（（利 回第二付 ）九十国 ）十年庫 ）七）債 ）回）券
二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	一 ・ 八 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %
三令 月 和 二十 十三 日 年	日 十 令 二 和 月 十 二 二 十 年	日 十 令 二 和 月 十 二 二 十 年	六令 月 和 二十 二 二 日 年	六令 月 和 二十 二 二 日 年	日 十 令 二 和 月 十 二 一 十 年	九令 月 和 二十 一 一 日 年	月 令 二 和 十 十 日 年 九	月 令 二 和 十 十 日 年 九	月 令 二 和 十 十 日 年 六	月 令 二 和 十 九 日 年 九
十七 億 円	十二 億 円	四 億 円	六 億 円	円 百 三 十 一 億	二十 三 億 円	億 四 百 五 十 四	二 億 円	二 億 円	円 百 二 十 二 億	二十 五 億 円

（（利 回第二付 ）百十国 四）年庫 十）債 三）券	（（利 回第二付 ）百十国 四）年庫 十）債 二）券	（（利 回第二付 ）百十国 四）年庫 十）債 回）券	（（利 回第二付 ）百十国 三）年庫 十）債 八）券	（（利 回第二付 ）百十国 三）年庫 十）債 七）券	（（利 回第二付 ）百十国 三）年庫 十）債 四）券	（（利 回第二付 ）百十国 二）年庫 十）債 九）券	（（利 回第二付 ）百十国 二）年庫 十）債 八）券	（（利 回第二付 ）百十国 二）年庫 十）債 七）券	（（利 回第二付 ）百十国 二）年庫 十）債 六）券
一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	一 ・ 七 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %
三令 月 和 二十 五 日 年	日 十 令 二 和 月 十 二 四 十 年	九令 月 和 二十 四 日 年	六令 月 和 二十 四 日 年	六令 月 和 二十 四 日 年	三令 月 和 二十 四 日 年	六令 月 和 二十 三 日 年	六令 月 和 二十 三 日 年	三令 月 和 二十 三 日 年	三令 月 和 二十 三 日 年
億二 百 三 十 六	二 億 円	億二 百 四 十 二	七 十 億 円	七 十 八 億 円	二 十 三 億 円	億三 百 七 十 八	億六 百 三 十 八	億二 百 六 十 一	二 十 八 億 円

（利付第三十回） （国庫債券）	（利付第三十回） （国庫債券）	（利付第三十回） （国庫債券）	（利付第三十回） （国庫債券）	（利付第三十回） （国庫債券）	（利付第三十回） （国庫債券）	（利付第三十回） （国庫債券）	（利付第三十回） （国庫債券）	（利付第三十回） （国庫債券）	（利付第三十回） （国庫債券）	（利付第三十回） （国庫債券）
二・一%	一・八%	二・二%	二・九%	二・三%	二・四%	一・二%	一・五%	一・五%	一・七%	一・五%
令和二十五年九月	令和二十四年十一月二十日	令和二十三年五月	令和二十二年十一月十日	令和二十二年五月	令和二十二年二月	令和二十年十二月十日	令和二十六年六月	令和二十六年三月	令和二十五年九月	令和二十五年三月
七十七億円	三億円	四億円	九十二億円	十八億円	七十七億円	四百五十二億円	二十一億円	八億円	四十二億円	三百七十八億円

（利付第三十七年国庫債券）	（利付第三十五年国庫債券）	（利付第三十四年国庫債券）
二・四%	二・五%	二・四%
令和十二年十月十日	令和十二年十月六日	令和十二年十月三日
四億円	三百二十一億円	十六億円